平成２４年（フ）第９６号
北海道中川郡幕別町札内青葉町304番地の12
コーポグリーン203号室
債務者　長井　功一（旧姓小野瀬）
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
熊本県八代市高下東町376番地４
債務者　北山　敏博
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第４７号
沖縄県中頭郡北中城村字大城312番地
債務者　花城　　悟
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第８３０号
埼玉県川越市三光町32番地２
破産者　鈴木　俊之
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第２９３４号
北海道千歳市幸町６丁目１番地
破産者　株式会社エアポートホテルアネックス
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２０９号
仙台市泉区鶴が丘２丁目17番地の31
破産者　有限会社藤良産業
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
福島県いわき市平上荒川字長尾41番地の８
破産者　有限会社ビッグワン・オート
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１０１号
栃木県那須塩原市桜町３番10号
破産者　吾妻　徳夫
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１７８６号
横浜市都筑区大熊町１番地１
破産者　有限会社アルファキューブ
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０号
三重県四日市市日永西５丁目10番６号
破産者　水野　早苗
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２３４号
三重県桑名市清水町32番地
破産者　奥村　之美
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
三重県四日市市笹川９丁目15番地６、前住所
三重県四日市市笹川３丁目146番地３
破産者　中村　　務
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２４５号
三重県四日市市笹川９丁目15番地６、前住所
三重県四日市市笹川３丁目146番地３
破産者　中村　明后
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
三重県四日市市三重７丁目17番地
破産者　森　　正人
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第８６６号
大阪市北区梅田１丁目２番２号
破産者　株式会社キヤリアプロセス
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５７５号
大阪府東大阪市衣摺５丁目11番22号
破産者　光和工業株式会社
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３０１号
大阪府東大阪市新鴻池町12番11号
破産者　株式会社サンアンドケイ
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０６５号
大阪市西区西本町１丁目９番14号
破産者　株式会社メディア・ウェーブ
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４１６号
大阪府吹田市江の木町９番23号
破産者　有限会社イヤマ設備
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４９号
大阪府八尾市山城町４丁目２番23号
破産者　株式会社グループ・ワン
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２１号
大阪市平野区長吉川辺３丁目19―11、商業登記簿上の本店所在地大阪府松原市大堀町478番地
破産者　髙津興産有限会社
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部